

購入文化財の概要

【絵画】

1. けんぼんちやくしよくによいりんかんのんぞう 絹本着色如意輪観音像

1 幅

区分：未指定

種別：仏画（菩薩）

法量：縦 92.6cm 横 43.5cm

時代：平安時代

一面六臂の如意輪観音が、補陀落山ともみなされる海中の岩座に片膝を立ててゆったり坐る姿に表される。花を盛った器が供えられるのは、如意輪観音としては珍しい。

絵具の変退色が進み、オリジナルの料絹が相当に失われているものの、ふっくらとした体躯の美しい像容と、種々の截金文様による洗練された装飾に、平安後期仏画特有の優雅さを十分に今に伝えている。

わが国における現存最古の独尊の如意輪観音彩色画像として高く評価されるものである。



【工芸品】

2. 太刀 銘包次

一口

区分：重要文化財（昭和30年6月22日指定、工第1765号）

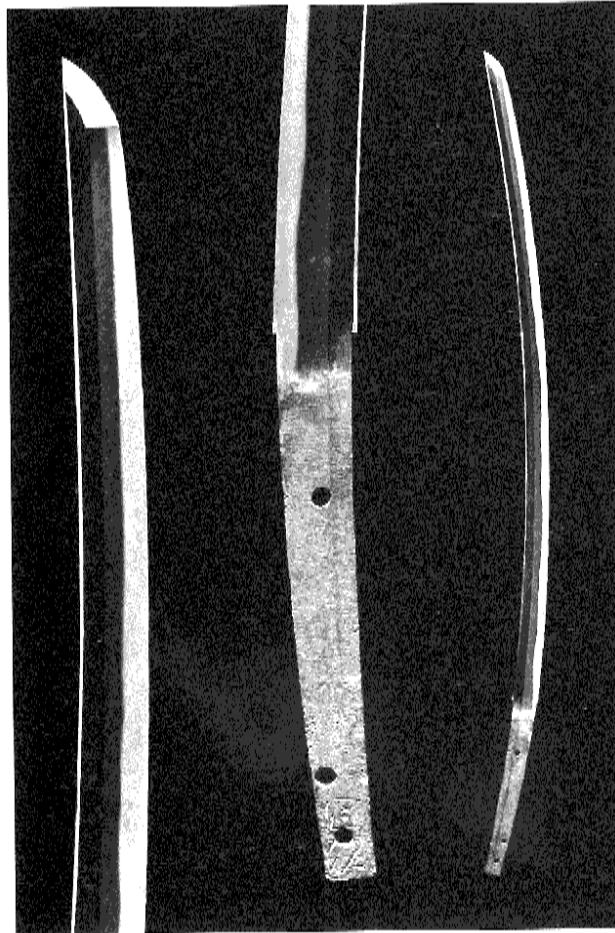
種別：工芸品

法量：刃長70.3cm 反り 2.55 cm

時代：鎌倉時代

鑄造、庵棟で、腰反りが高く小鋒で、磨り上げながら健全な太刀姿をよく保っている。鍛えは、小板目肌に小杓目が交じり、肌はよく約んで、地沸細かく、地斑が目立った、いわゆる墨肌となる。刃文は、小沸がよくついた小乱れ調で、互の目、尖り刃が交じり、鎌倉時代前期の青江派の特徴が顕著である。茎先に「包次」と太鑿大振りの二字銘を切る。

古様な葵紋を据えた総金具をあしらった葵紋散糸巻太刀拵えが附属する。



【書跡・典籍】

3. 唐人絶句^{とうじんぜっく}

21冊

区分：未指定

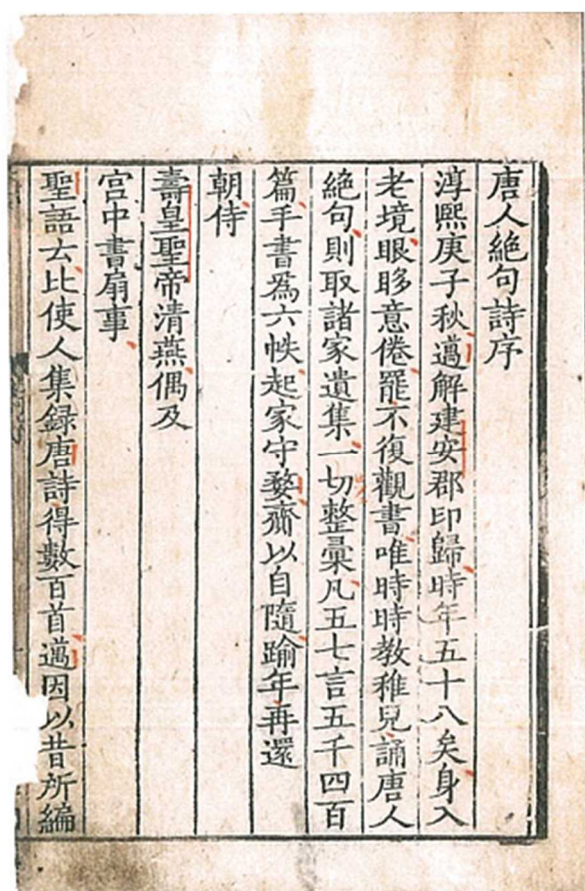
種別：書跡・典籍(版本(中国))

法量：(各)縦 28.2 cm 横 19.3 cm

時代：中国・南宋時代

漢詩選集。編者洪邁(一一二三～一二〇二)は現在の江西省鄱陽の人で、紹熙二年(一一九一)の序に編纂の経緯がある。嘉定十四年から十六年(一二二一～二三)に補刻された。欧陽詢体の大ぶりの書風である。他に伝存例は知られていない。全二十二冊のうち、毎冊に「妙/安」の墨印があり、室町時代の禅僧惟高妙安(相国寺・南禅寺住持、一四八〇～一五八七)の旧蔵本と推定される。

現状は袋綴冊子装。室町時代の丹色の旧表紙を付す。版式は左右双辺有界九行二十字。白口単黒魚尾。



【書跡・典籍】

4. 成尋阿闍梨母集

じょうじんあじやりのははのしゅう

1 帖

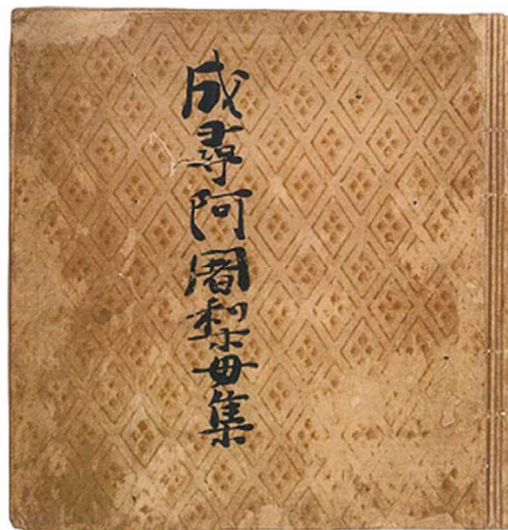
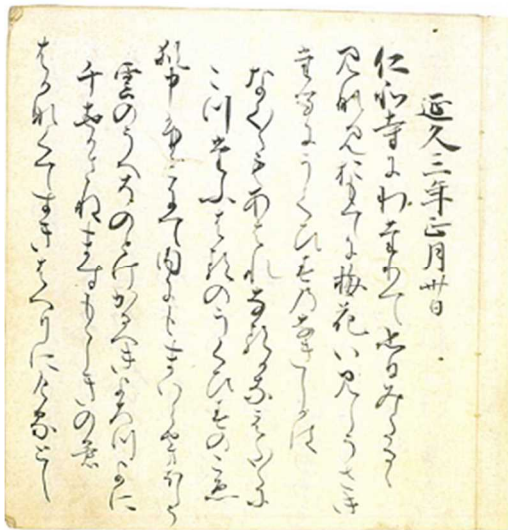
区分：重要文化財（昭和 60 年 6 月 6 日指定、書第 2413 号）

種別：書跡・典籍

法量：縦 16.6 cm 横 15.3 cm

時代：鎌倉時代

延久四年（一〇七二）に五台山巡礼のために入宋した成尋阿闍梨の母が、別離の悲嘆を書き綴ったもので、その最古写本。治暦三年（一〇六七）十月から延久五年五月までにわたる。藤原定家等の筆による。外題墨書「成尋阿闍梨母集」も定家筆である。綴葉装柀型本。六七丁。



【書跡・典籍】

5. 顕注密勘けんちゅうみっかん〈春部はるのぶ〉

1 卷

区分：重要文化財（平成5年6月10日指定、書第2481号）

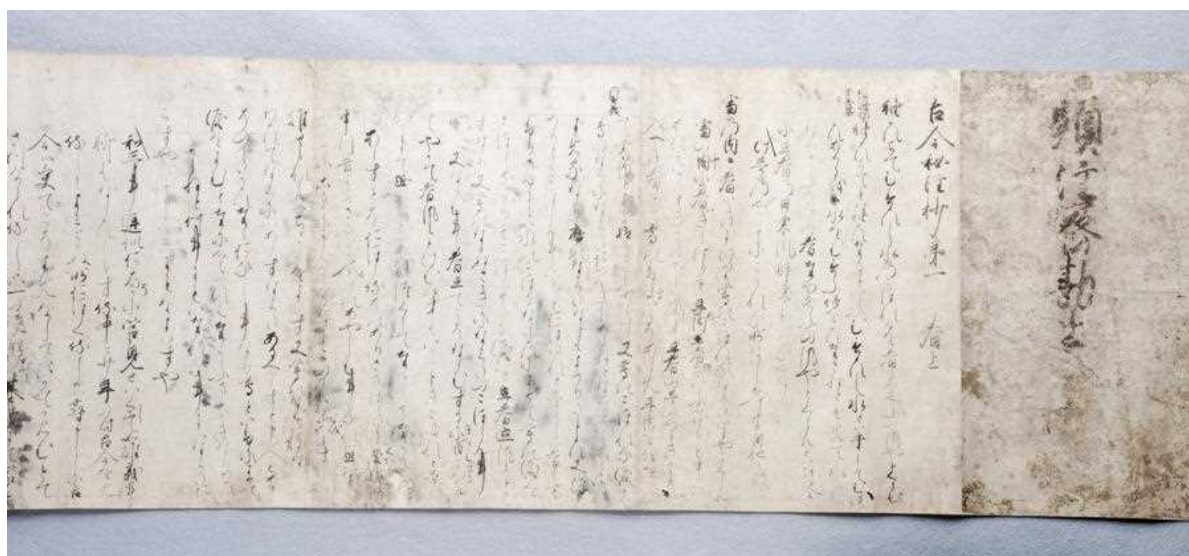
種別：書跡・典籍

法量：縦28.8 cm 全長5.6 m

時代：鎌倉時代

『顕注密勘』は、藤原定家の撰した『古今和歌集』の注釈書で、顕昭による『古今集註』に対して定家自らの説を付注したものである。書名の由来は、顕昭の「顕注」に定家が「密勘」を加えたことに因んだもので、「古今秘注抄」などともいい、承久三年（一二二一）に附勘を終えている。

顕昭と定家、すなわち六条家と御子左家の家説をあわせ伝えた『古今集』の代表的注釈書として広く流布し、後世の注釈書等で顕昭の説として引くのが本書からの引用である場合も少なくない。写本も多数伝わっているが、鎌倉時代に遡るものは本巻が唯一と考えられ、本巻は『古今集』巻第一の部分のみの零巻ではあるが和歌文学史研究上に価値が高い。



【工芸技術資料】

6. 黎明 蒔醬箱

1 点

作者：山下 義人（重要無形文化財「蒔醬」(各個人認定) 保持者)

制作年：令和2年（2020年）

備考：令和元・2年度工芸技術記録映画対象作品

法量：縦27.3cm、横15.2cm、高16.0cm

本作品は、太陽とそこから放射状に広がる光を、蒔醬の技法で表した、合口造の箱である。作者はある時、高松から東京へ向かう飛行機の窓から光輝く太陽を見て、今回の意匠に取り組む決意を固め、構想を温めていたという。

本作品の木地は、木曽檜の刳物で、木地固めから上塗までの工程は作者自らがを行い、彫りの構想は鉛筆で箱の表面に直接描いた。本作品に用いられた彫り技法は、作者が得意とする面彫りである。彫りの工程では、蓋表の中央から放射状に広がり側面下部まで続く溝を、複数の蒔醬剣を用いて隙間なく彫り、その後、溝に合わせた砥石で一本一本研いだ。色埋めに用いられたのは、白漆にカーボンブラックを少量加えた白色の漆と、その白色の漆に水色顔料を加えた水色の漆、そして金銀粉である。太陽の部分に白色の漆、それ以外の部分に水色の漆を塗り、境をスポンジでぼかした後、太陽とその周囲の輪に金粉、それ以外に銀粉を蒔く。この作業を50回以上繰り返した後、砥石で平滑に研ぐことで複雑な斑紋を表し、艶上げを行い仕上げた。

本作品は、面彫りと何十回もの色埋めが生み出す繊細な蒔醬表現と、大胆な意匠構成を得意とする作者の技量が遺憾なく発揮された作品である。太陽とそこから広がる光は複雑な斑紋によって表現されており、短側面から蓋表そして反対の短側面へと走る稜線を持つ器形は、上品な意匠を際立たせつつ豊かな表情を与えている。

令和元・2年度の度工芸技術記録映画「蒔醬－山下義人のわざ－」の対象作品であり、技術記録の完成作品として貴重である。



7. ^{にごしでばいかにもんろっかくつぼ} 濁手梅花地文六角壺

1 点

作者：^{かきえもんせいとうぎじゆつほぞんかい} 柿右衛門製陶技術保存会
(^{かきえもん} 重要無形文化財「^{にごしで} 柿右衛門（濁手）」保持団体)

制作年：平成23年(2011年)

法量：（径）20.0cm（高）35.0cm

本作品は、17世紀にオランダ連合東インド会社により輸出された柿右衛門様式を代表する器を模した六角壺で、当時と同じ「板造り（型打）」技法により製作されている。板造りとは、粘土を板状に加工したものを曲げたり貼り合わせたりして成形する陶芸技法。本作品は6枚の粘土板を型に当てて成型、接合して完成させたもの。本作品の高さ35センチは、こうした板造り技法によって製作可能な磁器においては最大級の大きさである。

本作品の装飾は、蓋と肩部を格子文と雷文で埋め尽くし、三方に窓絵を設けて梅花文を配し、胴部を三面ごとに分けて梅花文を大きく描いたもの。この赤絵は、先代の14代酒井田柿右衛門を含む平成23年当時の柿右衛門製陶技術保存会の会員の手になるもので、精緻に描かれた装飾モチーフ一つ一つが柿右衛門の典型的な表現様式を踏まえており、伝統的な技法による精密な染付の線と1色絵で、14代柿右衛門の感性が活かされた梅花文が華やかに描き出されている。

柿右衛門の長い歴史と高度な技法を象徴するにふさわしい作品である。



はっかくごだんじゅうぼこ「おいわい」
8. 八角五段重箱「お祝い」

1点

作者：津軽塗技術保存会（重要無形文化財「津軽塗」^{つがるぬり}保持団体）

制作年：平成27年(2015年)

法量：縦17.5cm、横17.5cm、高26.0cm

津軽塗は、青森県弘前市を中心とする津軽地方に伝承されている漆器製作技術であり、多様な変り塗の技法が現在まで伝承されている。

本作品は、蓋と各段の各側面に異なる変り塗を施した八角の五段重箱である。現在、いわゆる津軽塗として広く知られている変り塗の技法は、唐塗、ななこ塗、錦塗、紋紗塗である。しかし、弘前市立博物館に所蔵されている津軽家旧蔵の「津軽漆塗手板」514枚（江戸時代 - 明治時代、青森県 県重宝）には、これら4技法にとどまらない表現が見られ、過去には津軽地方でより多様な変り塗の技法が展開されていたと考えられる。津軽塗技術保存会は、設立当初から「津軽漆塗手板」の調査と技法の再現に取り組んでおり、本作品もその事業の中で製作された。

本作品の木地は、津軽塗において伝統的に用いられてきた檜葉材を指物の技法で成形したものである。下地は、やはり伝統的な下地である堅下地により、会員が半年間をかけて製作した。また、技法の再現事業という性格上、本作品の蓋と各段の変り塗は会員が分担して行った。様々な変り塗を効果的に施すため、器形の原因としたのは、同じく各側面に異なる加飾を施す白山松哉の「鳥蒔絵菓子器」（明治時代、東京国立博物館蔵）である。施されているのは、ななこ塗や叩き塗、刷毛目塗などを地に、芭蕉や蝶、折鶴等の文様を配する多彩色な塗りと、紋紗塗の技法を基礎とした、質感の違いで雪輪などの文様を表わす黒色の塗りである。蓋と各段の側面にはそれらが交互に配され、華やかでありながら引き締まった雰囲気を作り出している。各塗は、津軽塗の特色である「仕掛け漆（絞漆）」や「種漆」を用いる種々の変り塗であり、その高度で多様な技術が遺憾なく発揮されている。

重要無形文化財「津軽塗」保持団体の技術見本として、また伝承者養成事業等の参考となる優秀作品として貴重である。



【アイヌ文化関係資料】

9. アイヌ文化関係民族資料

アイヌの民具資料等 計 92 件 107 点

区分：未指定

時代：19～20 世紀

個人や古美術商を通じて収集されたコレクションである。刺繍など、研究価値・工芸的価値の高い資料が含まれる。また、アイヌ文化伝承の様子について、高い展示効果を持つ可能性がある民具も含まれている。

○民具資料 「木綿衣（樺太）」

アイヌ文様の刺繍などが施された衣服は、儀礼の際などに着る晴れ着である。本資料は、太めの絹糸で刺繍が施されている。もじり袖。衽あり。文様の構成は背面の下の方の文様は左右非対称である。樺太の文様と思われる。また、下縫いの糸を取り忘れた箇所があり、型紙を使う以前の技法と考えられる。この技法を継承する際の教材となるため貴重な資料である。丈を 180mm ほど胴で詰め、その部分の衿をつけなおしていることから実際に着用していた可能性がある。また、胴を詰めている影響で胴の文様が途中で見えなくなっていることから、今後、科学分析を行うことにより、詰めている部分の文様の解析も期待できる。



「木綿衣（樺太）」（正面）



「木綿衣（樺太）」（裏面）

10. アイヌ文化関係文書資料

文書資料 3件3点

区分：未指定

時代：18～20世紀

古美術商を通じて収集されたコレクションである。当該期のアイヌの歴史を考えるうえで参考となる文書である。

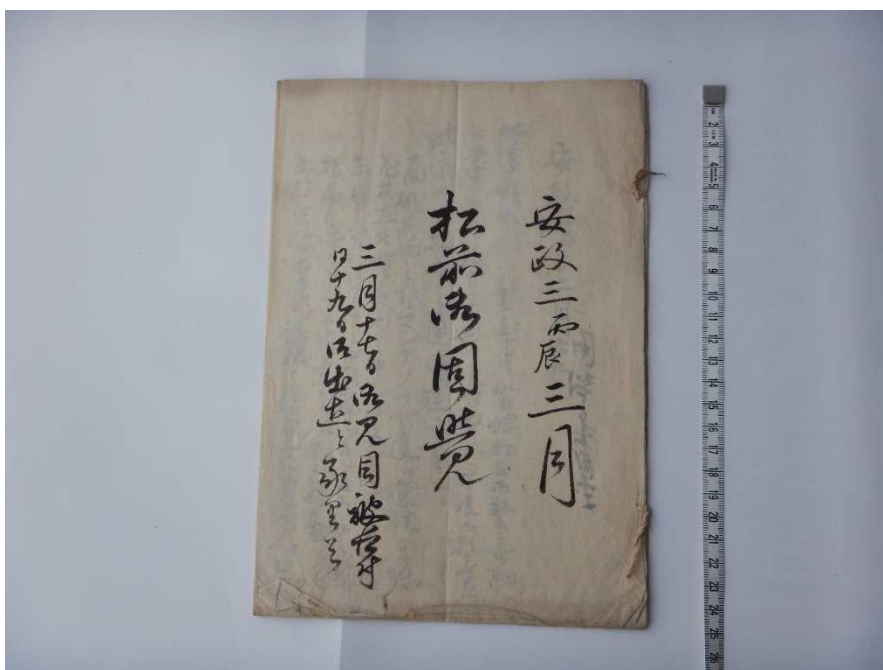
○「松前御固覚」

手書。記載内容から、江戸幕府の蝦夷地再直轄に際して、西蝦夷地および北蝦夷地の警衛を命じられた秋田藩（佐竹氏）の蝦夷地警衛資料と考えられる。

安政3（1856）年3月付けの西蝦夷地マシケ（増毛）本（元）陣屋警固（1か年）、北蝦夷地シラヌシ（白主）詰合（半年）、北蝦夷地クシュンコタン（久春古丹）詰合（半年）の藩士等名簿および人数ほかを記す。

幕府は、松前氏から蝦夷地を上知したことに伴い、安政2年4月14日に秋田藩など5藩に蝦夷地警衛を命じた。秋田藩は同年11月、幕府老中宛に警衛免除の嘆願書を提出しているが、当該資料には安政3年2月の幕府からの陣屋設置場所等に係る通達も書き留められている。

幕末の第二次蝦夷地幕領期の文書資料であり、秋田藩の蝦夷地警衛に関する状況が窺える資料であるとともに、当該期のアイヌの歴史を考えるうえで参考となる資料である。



松前御固覚